

## 吉武地区自主防災・防犯推進会規約

### (名 称)

第1条 この会は、吉武地区自主防災・防犯推進会（以下「本会」と略す）と称する。

### (目 的)

第2条 本会は、吉武地区住民の防災・防犯活動を自主的、かつ組織的に行うことにより、風水害・火災・地震（以下「災害等」と云う）、犯罪などによる被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

### (本部の設置)

第3条 本会の円滑な業務推進のため、「自主防災・防犯推進会本部」（以下「本部」という）を設置する。

(1) 本部は宗像市吉武地区コミュニティ・センター内に置く。

### (事 業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- (1) 防災・防犯に関する知識の普及、啓発に関すること。
- (2) 災害等の予防に関すること。
- (3) 災害発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導および給食・給水に関すること。
- (4) 防災・防犯訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資器材等の整備に関すること。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

### (組 織)

第5条-1 本会は、吉武地区を組織する自治会及びコミュニティ運営協議会組織、各種団体をもって構成する。

- (1) 8自治会（山附、安の倉、吉留、中の尾、向口、武本、久戸、城南ヶ丘）
- (2) 民生児童委員会・消防団・子ども会・PTA・食進会・福祉会・緑風園

第5条-2 本会の本部は、以下の役員をもって構成する。

- (1) 自治会長
- (2) 有識者
- (3) 防災リーダー
- (4) コミュニティ運営協議会役員代表
- (5) 民生・児童委員会代表
- (6) 消防団代表
- (7) 子ども会代表
- (8) P T A代表
- (9) 食進会代表
- (10) 福祉会代表
- (11) 緑風園

(12) コミュニティ運営協議会事務局

(13) その他、本部が必要と認めた者

(役員)

第6条 役員は、本部構成員の互選により会長および副会長を選出する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し本会の事業を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職を行う。

(事務局)

第8条 事務局は、協議会事務局長および事務局員をもって充てる。

(事務局の仕事)

第9条 事務局は、本会の事務を総括し広報関連の窓口となる。

(会議)

第10条 防災・防犯推進本部が行う会議(以下、「本部会」という)は次の通り行う。

(1) 本部会は、会長が必要と認めるとき、随時開催することができる。

(2) 本部会は、次の事項を審議し、決定する。

ア 規約の改正に関する事。

イ 防災計画の作成に関する事。

ウ 年間事業計画に関する事。

エ 予算及び決算に関する事。

オ 単位防災班(各自治会)及びコミュニティ運営協議会、自治会長会に提案する事項に関する事。

カ その他本会の目的を達成するために必要な事項に関する事。

(3) 本部会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。

(4) 本部会の議決は、出席者の過半数の賛成をもって成立する

(支援団体等の助言・指導)

第11条 会長は、本会の活動に関し消防・警察・医療その他の団体などに、必要に応じて会議などへの出席又は参加を要請し、助言・指導を求めるものとする。

(会計)

第12条 本会の会計は、吉武地区コミュニティ運営協議会の会計として処理する。

(その他)

第13条 その他必要な事項については、その都度会長が防災本部会に諮り決定する。

(附則)

この規約は、平成20年4月 1日より施行する。

この規約は、平成22年3月 1日より施行する。

この規約は、平成23年6月23日より施行する。

この規約は、令和元年6月 1日より施行する。